

(答 申 第 2 号)

平成 29 年 3 月 28 日

大阪広域水道企業団

企 業 長 竹 山 修 身 様

大阪広域水道企業団個人情報保護審議会

会 長 野 呂 充

個人情報の取扱いについて (答 申)

平成 29 年 3 月 8 日付け企事第 607 号により諮問のあった標記について、下記のとおり答申
します。

記

貴企業団が平成 29 年 4 月 1 日から実施する水道事業における市町村福祉関係部局及び空
家等対策担当部局への個人情報の提供は、審議の結果、大阪広域水道企業団個人情報保護条
例 (以下「条例」という。) 第 7 条第 2 項第 6 号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止
原則の例外事項として取り扱って差し支えないものと認めます。

また、市町村下水道担当部局へのオンライン結合による個人情報の提供は、審議の結果、
条例第 7 条第 4 項に規定するオンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外事項に該
当するものとして取り扱って差し支えないものと認めます。

ただし、いずれの場合も個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提とするものであ
ることに留意してください。

特に、市町村福祉関係部局への個人情報の提供については、提供先が地方公共団体であり、
当該団体における必要な措置が講じられているものと考えますが、給水停止の履歴や当該個
人からの相談内容など取扱いに慎重を期すべき情報が含まれることから、条例第 7 条第 3 項
の規定に基づき、提供された個人情報を適正に管理するとともに、保有する必要がなくな
った個人情報は確実かつ速やかに廃棄又は消去することを求めた上で提供するようにしてく
ださい。

当審議会が例外事項とすることを適当と認める個別の理由は別添のとおりです。

- 1 条例第7条第2項第6号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止原則の例外事項に係る審議会意見に次の各項目を加える。

項 目	適当と認める理由等
市町村福祉関係部局に対する給水停止の対象である水道使用者に係る個人情報の提供	① 給水停止を行うことにより生じるおそれがある事故を未然に防止するため、市町村福祉関係部局と連携を図る必要がある。 ② 提供は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。
市町村福祉関係部局に対する福祉的な支援が必要と想定される水道使用者に係る個人情報の提供	① 地域の孤立死等を未然に防止するため、業務において把握している個人情報を市町村福祉関係部局に提供することが必要な場合がある。 ② 提供は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。
空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づく情報提供の求めに応じるための水道使用者等に係る個人情報の提供	① 法律の規定に基づく要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。 ② ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。 ③ 提供は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。

2 条例第7条第4項に規定するオンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外事項に係る審議会意見に次の項目を加える。

システムの名称	提供する個人の類型	提供先	適当と認める理由等
上下水道料金調定システム	水道使用者	市町村下水道担当部局	<p>① 実施機関が取り扱う水道料金と市町村が取り扱う下水道使用料(水道使用量に基づき決定)に係る事務については一体的に実施する必要がある、かつ、大量の情報の管理や請求等の事務を正確に行い、行政サービスの向上、事務の効率化を図るためには、オンラインの利用は不可欠である。</p> <p>② 市町村下水道担当部局のみに対するオンライン提供であり、市町村等のネットワークとも接続しないことから、このオンラインにおいては、個人の権利利益の侵害のおそれは低いと考えられる。</p>